

※提出部数はすべて2部（1部は控えとして押印後、届出者に返却します）

	事由	届出の種類	届出時期	備考
1	特定施設を設置しようとするとき	設置届出	工事開始日の30日前まで	
2	既に設置されている施設が法令により新たに特定施設となったとき	使用届出	特定施設となった日から30日以内	
3	特定施設の種類の数を変更するとき	種類ごとの数の変更届出	工事開始日の30日前まで	種類ごとの直近の届出の2倍以内の場合は、届出を必要としない （例）変更前5台→変更後10台の場合は、2倍以内なので届出必要なし
4	騒音の防止の方法を変更しようとするとき	騒音の防止の方法の変更届出	工事開始日の30日前まで	
5	①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更があったとき ②工場又は事業所の名称及び所在地の変更があったとき	氏名等変更届出	変更の日から30日以内	
6	特定施設の使用を廃止したとき	使用全廃届出	廃止した日から30日以内	
7	①届出した者から届けてある特定施設を譲り受け又は借り受けしたとき ②届出をした者から相続をしたとき ③届出をした者について合併又は分割があったとき	承継届出	承継があった日から30日以内	